

○ 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 238 号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 事業種目別基準等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業実施主体は、別表 3－1 の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別表 3－2 の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請<u>及び事業完了の報告</u>に当たり、都道府県等へ提出するものとする。</p> <p>5 <u>都道府県等は、4 のうち事業完了の報告に当たり提出を受けたチェックシートの内容について、履行状況を確認するものとする。</u></p>	<p>第 2 事業種目別基準等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業実施主体は、別表 3－1 の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別表 3－2 の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>第 3 体質強化・花粉削減計画等</p> <p>1 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画を作成するに当たっては、要領第 3 に定めるもののほか、次によるものとする。</p> <p>複数の都道府県にまたがる計画を作成する場合、代表する都道府県知事は、関係都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画等に基づき、体質強化・花粉削減計画を取りまとめることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要領第 3 の 1 の (2) に定める体質強化・花粉削減計画の目標指標については、要領別表 3 の指標のガイドラインを踏まえて設定する。</p>	<p>第 3 体質強化・花粉削減計画等</p> <p>1 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画を作成するに当たっては、要領第 3 に定めるもののほか、次によるものとする。</p> <p>複数の都道府県にまたがる計画を作成する場合、代表する都道府県知事は、関係都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画等に基づき、体質強化・花粉削減計画を取りまとめることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要領第 3 の 1 の (2) に定める体質強化・花粉削減計画の目標指標については、要領別表 3 の指標のガイドラインを踏まえて設定する。</p>

ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1日当たりの木材（原木）処理量が、公的機関等の統計資料から算出した全国平均値より2割以上多いこと、新設以外の場合にあっては、1日当たりの木材（原木）処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

加えて、供給力増大施設を除き、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（物的生産性）が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（物的生産性）の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合

ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1日当たりの木材（原木）処理量が、公的機関等の統計資料から算出した全国平均値より2割以上多いこと、新設以外の場合にあっては、1日当たりの木材（原木）処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

加えて、供給力増大施設を除き、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業（交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業をいう。以下同じ。）については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（物的生産性）が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（物的生産性）の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合

については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、整備した施設で付加価値率の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、整備した施設で付加価値率の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状

オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の生産量が1年間当たり $10,000\text{ m}^3$ を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

ただし、木材利用量の現状値に対する目標値が2割以上増加しない場合には、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上とすることができるとすることとする。

オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の生産量が1年間当たり $10,000\text{ m}^3$ を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

カ J A S 構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上であることとする。新設以外の場合にあっては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上又はJ A S 構造用製材の出荷量若しくは入荷量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

カ J A S 構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上であることとする。新設以外の場合にあっては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上又はJ A S 構造用製材の出荷量若しくは入荷量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、J A S 構造用製材に関する木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

キ ストック強化を図る施設

当該施設の在庫可能量の現状値に対する目標値の増加率が2割以

キ ストック強化を図る施設

当該施設の在庫可能量の現状値に対する目標値の増加率が2割以

上であることとする。

ク アヘキにおいて、花粉削減事業（交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業をいう。以下同じ。）については、以上に加え、現状値に対する目標値の増加は全てスギ等によるものであることとする。

(3)～(8) (略)

2 (略)

上であることとする。

また、在庫量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

(新設)

(3)～(8) (略)

2 (略)

別表1 事業種目別基準

I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

1 (略)

2 国際競争力・木材供給基盤強化対策

(1) (略)

① (略)

② 細則

ア (略)

イ 安定的な地域材利用について

(ア) 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者等を除く。）は、
原本の安定的な受入れに関する表明を行い、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあっては、この限りでない。

(イ) (略)

ウ～ソ (略)

タ 機械等の整備に当たっては、新品による整備のほか、中古資材・リース等を用いた整備も対象とすることができます。なお、中古資材は、新品

別表1 事業種目別基準

I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

1 (略)

2 国際競争力・木材供給基盤強化対策

(1) (略)

① (略)

② 細則

ア (略)

イ 安定的な地域材利用について

(ア) 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者等を除く。）は、
 木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあっては、この限りでない。

(イ) (略)

ウ～ソ (略)

(新設)

と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は適切に評価され、かつ、
新品の価格を下回るものとする。

チ リースによる支援は以下のとおりとする。

(ア) 交付金の額は次に掲げる算式により計算し、いづれか小さい額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税及び地方消費税を除く額とし、リース期間は、借受者（事業実施主体）がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- a (リース物件価格) × (リース期間／法定耐用年数) × 1/2 以内
- b (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内

(イ) リース契約の内容が、次の要件を全て満たすこと。

- a リース物件はリース事業者が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであり、リース期間は大蔵省令に定める法定耐用年数の70%以上（1年未満の端数は切り捨てる。）で法定耐用年数以内であること。
- b リース料の水準その他リースの条件が妥当なものであり、リース期間満了後のリース物件は、再リース又はリース事業者への返還されるものであること。
- c リース物件価格（消費税及び地方消費税を除く。）を明記すること。
- d 機械の導入年度に（ア）で算定した金額（交付金の額）がリース事業者に支払われる旨記載されており、かつ、支払うリース料はこれを差し引いた額を基に算出されていること。

(ウ) 事業実施主体は、交付金を受領した場合、(イ)のdに基づき、遅

(新設)

滞なくリース事業者に交付金相当額を支払うものとする。

(エ) 事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース会社に支払うものとする。

(オ) 要領第6第2項の規定による改善措置について、都道府県知事は低調になった原因について調査し、その後の再リースも含め改善に向けた取組を実施するものとし、その内容を林野庁長官に報告するものとする。

③ (略)

(2) 木材産業の輸出促進・体質強化対策のうち要領別表1のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の8

① (略)

② 細則

ア～ト (略)

ナ 事業実施主体及び都道府県は、木材利用の波及効果・展示効果を高めるため、以下の項目について、事業完了の翌年度6月末までにホームページへの掲載等により公表を行うものとする。

(ア) 整備した施設の概要

(イ) 木材利用による炭素貯蔵量

(ウ) 設計者、施工者、製材工場等からなる地域材調達等の連携体制

二 事業実施主体は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律)

③ (略)

(2) 木材産業の輸出促進・体質強化対策のうち要領別表1のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の7

① (略)

② 細則

ア～ト (略)

(新設)

(新設)

第117号)に基づく「特定排出者」である場合は、ナの(イ)について、
同法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において報告す
ること。

③ (略)

(3) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策

① (略)

②路網整備・機能強化

ア (略)

イ 細則

(ア)～(エ) (略)

(オ) 土場等の作設については以下によること。

a 土場の用地に係る面積は、1箇所あたり 200 m²以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道（規格相当）開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械を考慮するものとする。

b～d (略)

(カ)～(ケ) (略)

③再造林の低コスト化

ア・イ (略)

④先進的な林業機械等の整備

ア 採択基準

(ア) 機能要件

③ (略)

(3) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策

① (略)

②路網整備・機能強化

ア (略)

イ 細則

(ア)～(エ) (略)

(オ) 土場等の作設については以下によること。

a 土場の用地に係る面積は、1箇所あたり 200 m²以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道（規格相当）開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械(高性能林業機械等を含む。以下同じ。)を考慮するものとする。

b～d (略)

(カ)～(ケ) (略)

③再造林の低コスト化

ア・イ (略)

④高性能林業機械等の整備

ア 採択基準

(ア) 機能要件

a 体質強化・花粉削減計画に基づき実施する先進的な林業機械等の整備であること。

b ~ d (略)

(イ) (略)

イ 細則

(ア) (略)

(イ) (略)

a ~ d (略)

e 利用者は、先進的な林業機械等を利用するに当たっては責任をもつて行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(ウ) (略)

ウ (略)

⑤特用林産物省エネルギー化施設等整備

ア 採択基準

(ア) 機能要件

a 当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること。ただし、おが粉等生産者が事業実施主体となる場合、「当該特用林産物の生産量等の目標」を「おが粉等の生産量等の目標」と読み替えるものとする。

b (略)

(イ) (略)

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄 I の事業実施主体等の欄

a 体質強化・花粉削減計画に基づき実施する高性能林業機械等の整備であること。

b ~ d (略)

(イ) (略)

イ 細則

(ア) (略)

(イ) (略)

a ~ d (略)

e 利用者は、高性能林業機械等を利用するに当たっては責任をもつて行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(ウ) (略)

ウ (略)

⑤特用林産物省エネルギー化施設等整備

ア 採択基準

(ア) 機能要件

a 当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること。

b (略)

(イ) (略)

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄 I の事業実施主体等の欄

2 (3) ①による。

ただし、aからfまでに掲げる者については、以下の条件を満たすこと。

a～d (略)

e おが粉等生産者

次の(a)から(d)までの要件を満たすものとする。

(a) 特用林産物の生産に必要なおが粉等の生産を行う者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる事業者とする。

(b) 3者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、おが粉等を年間概ね 100m³（丸太換算）以上供給する協定等を締結すること。

(c) 木材安定取引協定等の締結に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。

(d) 施設費により整備する施設の受益戸数は、(b)及び(c)に定める協定等の締結者数に読み替える。

f・g (略)

(イ)～(オ) (略)

(カ) (略)

a (略)

b 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある者であること。

c 受益戸数は、原則として5以上の林業を営む者であること。

d～h (略)

(キ) (略)

2 (3) ①による。

ただし、aからeまでに掲げる者については、以下の条件を満たすこと。

a～d (略)

(新設)

e・f (略)

(イ)～(オ) (略)

(カ) (略)

a (略)

b 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある林業経営体であること。

c 受益戸数は、原則として5以上の林業経営体であること。

d～h (略)

(キ) (略)

(ク) 受益戸数は5以上とする。なお、事業実施主体が地域材を利用する法人又はおが粉等生産者である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。

ウ (略)

⑥木質バイオマスエネルギー転換促進対策

ア～ウ (略)

II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業

1 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

(1) (略)

(2) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

①路網整備・機能強化

ア 採択基準

(ア) (略)

(イ) 林業専用道（規格相当）

Iの2の(3)の②のアの(イ)【林業専用道（規格相当）】に準ずる。

(ウ) 森林作業道

Iの2の(3)の②のアの(ウ)【森林作業道】に準ずる。

(エ) 機能強化

a (略)

b～h Iの2の(3)の②のアの(エ)【機能強化】のb～hに準ずる。

イ 細則

(ア) 林業専用道（規格相当）

a 事業実施主体について

Iの2の(3)の②のイの(ア)のa【事業実施主体】に準ずる。

b 事業の実施について

(ク) 受益戸数は5以上とする。なお、事業実施主体が地域材を利用する法人である場合を除き、従事者数を受益戸数とみなすことができるものとする。

ウ (略)

⑥木質バイオマスエネルギー転換促進対策

ア～ウ (略)

II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業

1 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

(1) (略)

(2) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

①路網整備・機能強化

ア 採択基準

(ア) (略)

(イ) 林業専用道（規格相当）

Iの2の(2)の②のアの(イ)【林業専用道（規格相当）】に準ずる。

(ウ) 森林作業道

Iの2の(2)の②のアの(ウ)【森林作業道】に準ずる。

(エ) 機能強化

a (略)

b～h Iの2の(2)の②のアの(エ)【機能強化】のb～hに準ずる。

イ 細則

(ア) 林業専用道（規格相当）

a 事業実施主体について

Iの2の(2)の②のイの(ア)のa【事業実施主体】に準ずる。

b 事業の実施について

(a) (略)
(b) ~ (f) Iの2の(3)の②のイの(ア)のb【事業の実施】
の(b) ~ (f)に準ずる。
c ~ i Iの2の(3)の②のイ【林業専用道(規格相当)の細則】の
(イ) ~ (ク)に準ずる。
(イ) 森林作業道
Iの2の(3)の②のイの(ケ)【森林作業道】に準ずる。
(ウ) 機能強化(単独型)
Iの2の(3)の②のイの(コ)【機能強化(単独型)】に準ずる。
(エ) 機能強化(一体型)
Iの2の(3)の②のイの(サ)【機能強化(一体型)】に準ずる。
(オ) 航空レーザ計測
a 航空レーザ計測については、林業専用道(規格相当)又は森林作業道の整備を計画するスギ人工林伐採重点区域を含んだ区域で実施することとする。
b ~ d Iの2の(3)の②のイの(シ)【航空レーザ計測】のb ~ dに準ずる。

②再造林の低コスト化

ア 採択基準

- (ア) (略)
(イ)・(ウ) Iの2の(3)の③のア【採択基準】の(イ)・(ウ)に準ずる。
イ 細則
a (略)
b 事業の実施について

(a) 植栽樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められた品種又は都道府県において花粉症を発生させるおそれがないとされた樹種とする。

(b) ~ (f) Iの2の(3)の③のイの(イ)【事業の実施について】
のa ~ eに準ずる。

c 交付申請について

Iの2の(3)の③のイの(ウ)【交付申請について】に準ずる。

(a) (略)
(b) ~ (f) Iの2の(2)の②のイの(ア)のb【事業の実施】
の(b) ~ (f)に準ずる。
c ~ i Iの2の(2)の②のイ【林業専用道(規格相当)の細則】の
(イ) ~ (ク)に準ずる。
(イ) 森林作業道
Iの2の(2)の②のイの(ケ)【森林作業道】に準ずる。
(ウ) 機能強化(単独型)
Iの2の(2)の②のイの(コ)【機能強化(単独型)】に準ずる。
(エ) 機能強化(一体型)
Iの2の(2)の②のイの(サ)【機能強化(一体型)】に準ずる。
(オ) 航空レーザ計測
a 航空レーザ計測については、林業専用道(規格相当)又は森林作業道の整備を計画するスギ人工林伐採重点区域を含んだ区域で実施することとする。
b ~ d Iの2の(2)の②のイの(シ)【航空レーザ計測】のb ~ dに準ずる。

②再造林の低コスト化

ア 採択基準

- (ア) (略)
(イ)・(ウ) Iの2の(2)の③のア【採択基準】の(イ)・(ウ)に準ずる。

イ 細則

- a (略)
b 事業の実施について

(a) 植栽樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められた品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないとされた樹種とする。

(b) ~ (f) Iの2の(2)の③のイの(イ)【事業の実施について】
のa ~ eに準ずる。

c 交付申請について

Iの2の(2)の③のイの(ウ)【交付申請について】に準ずる。

d 交付金の算定について

I の 2 の (3) の③のイの(エ)【交付金の算定について】に準ずる。

e 竣工検査等について

I の 2 の (3) の③のイの(オ)【竣工検査等について】に準ずる。

f その他

I の 2 の (3) の③のイの(カ)【その他】に準ずる。

(3) 先進的な林業機械等の整備

①採択基準

ア 機能要件

(ア) 体質強化・花粉削減計画に基づき実施する先進的な林業機械等の整備であること。

(イ) (略)

イ (略)

②・③ (略)

(4) (略)

d 交付金の算定について

I の 2 の (2) の③のイの(エ)【交付金の算定について】に準ずる。

e 竣工検査等について

I の 2 の (2) の③のイの(オ)【竣工検査等について】に準ずる。

f その他

I の 2 の (2) の③のイの(カ)【その他】に準ずる。

(3) 高性能林業機械等の整備

①採択基準

ア 機能要件

(ア) 体質強化・花粉削減計画に基づき実施する高性能林業機械等の整備であること。

(イ) (略)

イ (略)

②・③ (略)

(4) (略)

別表3－1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

(略)		(略)	
(略)		(略)	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	チェック	(略)
①～⑭	<input type="checkbox"/>	(略)

注：(略)

別表3－1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

(略)		(略)	
(略)		(略)	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	チェック	(略)
①～⑭	<input type="checkbox"/>	(略)

注：(略)

別表3－2

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

(略)		(略)	
(略)		(略)	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	チェック	(略)
①～⑬	<input type="checkbox"/>	(略)

注：(略)

別表3－2

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

(略)		(略)	
(略)		(略)	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	チェック	(略)
①～⑬	<input type="checkbox"/>	(略)

注：(略)

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。